

電子申告・共通納税システム及び国税連携システムに係る ASP サービスの導入並びに運用保守業務
委託

サービス要件仕様書

令和 7 年 4 月

群馬県総務部税務課

目次

1	目的.....	1
2	対象業務.....	1
3	サービス提供基本要件.....	2
3. 1	全体構成.....	2
3. 2	eLTAX サービス基本要件.....	4
3. 3	その他基本要件.....	6
4	業務内容.....	7
4. 1	eLTAX サービスの提供.....	7
4. 2	システム運用支援・保守業務.....	9
4. 3	契約期間満了に伴うデータの引き渡し.....	10
5	セキュリティ要件.....	11
5. 1	信頼性要件.....	11
5. 2	情報セキュリティ対策.....	11
5. 3	eLTAX セキュリティ対策.....	11
5. 4	地方税共同機構の監査について.....	11
5. 5	アクセス権限の管理.....	11
5. 6	脆弱性対策.....	12
5. 7	ウィルス対策.....	12
5. 8	ログの保存.....	12
5. 9	暗号化対策.....	12
6	特定個人情報に関する安全管理措置要件.....	13
6. 1	物理的安全管理措置.....	13
6. 2	技術的安全管理措置.....	14
7	瑕疵担保.....	15
8	特記事項.....	15

1 目的

本仕様書は、群馬県（以下「本県」という。）が、納税者からの電子申告データ・電子納付データや国税庁からの所得税確定申告データ等を、地方税共同機構（以下、「機構」という。）を介して受信するにあたり必要となる電子申告・共通納税システム及び国税連携システム（以下「eLTAX」という。）の導入及び運用保守に係る要件を定めるものである。

なお、本仕様書に記載の事項について、記載する方法以外で目的を達成することが可能な場合は、その方法について委託者へ事前に文書にて協議し、承認を得た範囲内において、記載以外の方法で対応することも可能とする。

2 対象業務

受託者は、システムの導入及び運用に関し、以下に掲げる業務を行う。具体的な内容については、本県担当者と協議の上決定するものとする。

- ・ eLTAX サービスの利用開始に係る導入業務
- ・ eLTAX サービスの提供
- ・ eLTAX サービスに係るクライアント端末の設定及び保守支援業務費用
- ・ 契約期間満了に伴う eLTAX に係るデータ一式の引き渡し
- ・ その他、契約書で定める業務及び対象業務を遂行するために必要な付帯業務

※LGWAN 以外の回線を敷設、利用する必要がある場合、回線の敷設及び利用に係る業務の一切を、「eLTAX サービスの利用開始に係る導入業務」及び「eLTAX サービスの提供」に含めることとする。

※本県は、令和9年度中に税業務で使用している端末その他機器を更新する予定である。機器更新に係る eLTAX の導入及び設定支援等業務についても、本件の調達範囲内とする。

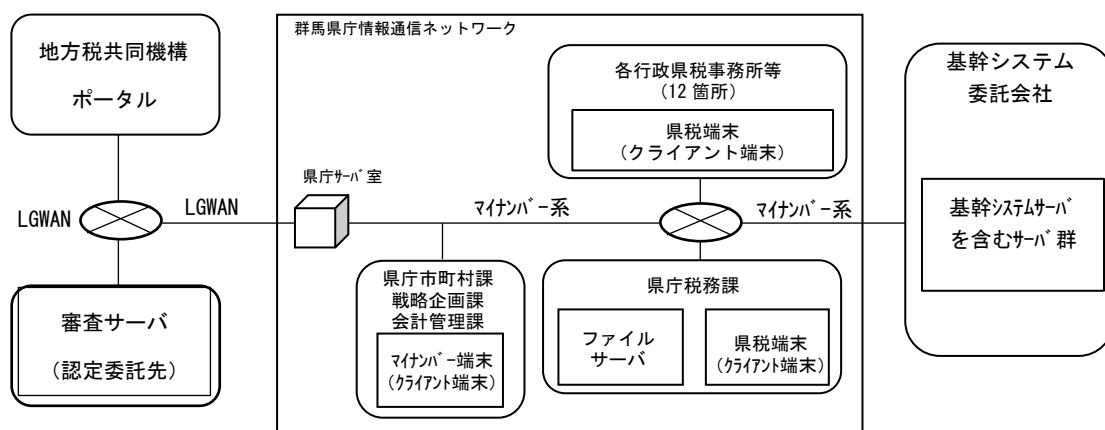
3 サービス提供基本要件

3. 1 全体構成

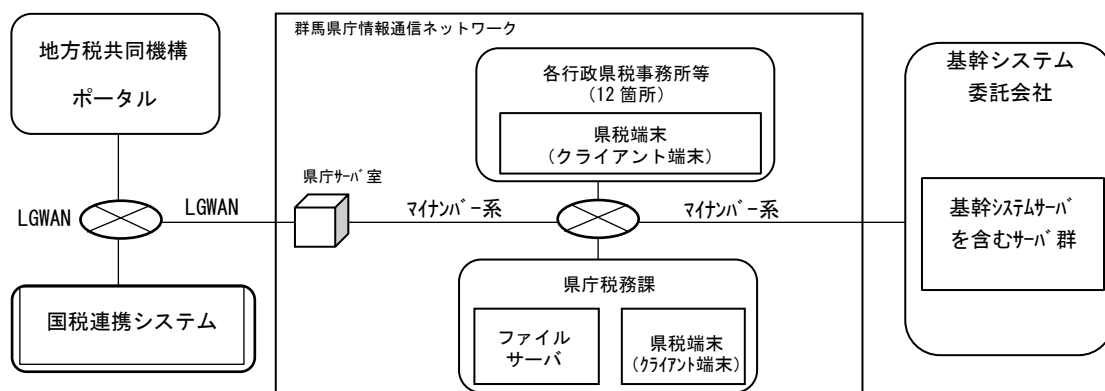
システム全体像は以下の図とおりとする。なお、以下の図はいずれも構成例である。実際の構成については、委託者と受託者で協議の上決定することとする。

☆受託者が機構による認定を受けた認定委託先事業者（以下「認定委託先事業者」という。）の場合

◆審査サーバ関連構成図

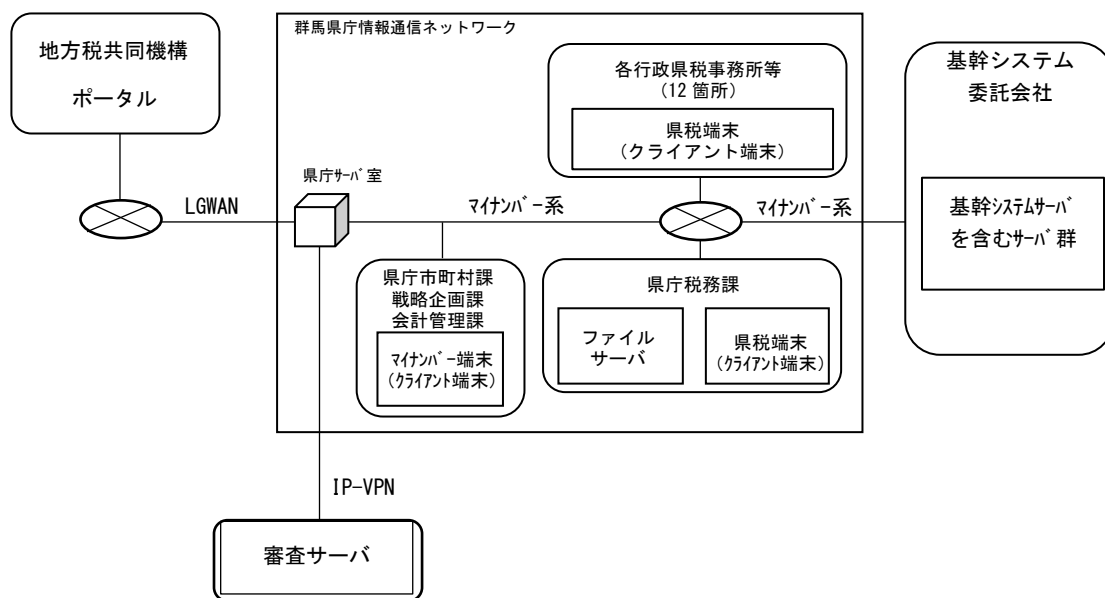


◆国税連携システム関連構成図

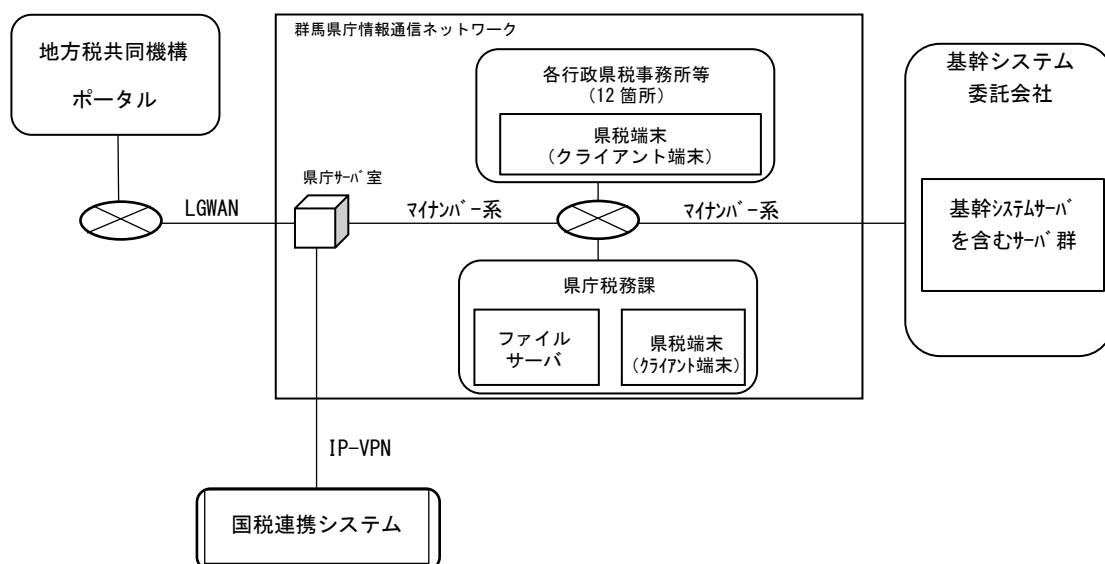


☆受託者が認定委託先事業者以外の場合

◆審査サーバ関連構成図



◆国税連携システム関連構成図



3. 2 eLTAX サービス基本要件

(1) 基本要件

- ・安定した稼働実績を有するものであること。
具体的には、認定委託先事業者であること、又は、都道府県から受託した本件に類似する業務を直近過去5年以上確実に履行した実績を有する者であること。
- ・機構が定めた eLTAX に係る各種規約、要綱、その他仕様等に掲げる要件を満たすこと。

(2) 機能要件

- ・機構が構築したポータルセンタに接続し、動作すること。
- ・試験環境を有し、随時利用可能であること。
- ・受託者のデータセンタに設置するサーバ内に、次の期間のデータを保存できること。
電子申告システム（共通納税システムに係るデータ含む）：10 年以上
国税連携システム：2 年以上
- ・受信した全てのデータ（申告・申請・国税連携等）を、職員の手を介さず、自動で群馬県庁情報通信ネットワーク内のファイルサーバに転送する機能を有すること、又は、本県基幹システムとの連携に供する機能を有すること。
※群馬県庁情報通信ネットワーク内のファイルサーバの OS は Windows を想定し、Windows が対応している通常の転送プロトコルを有するものとする。

(3) ネットワーク要件

- ・受託者が認定委託先事業者の場合、クライアント端末と審査サーバ及び国税連携データ受信サーバは、群馬県庁情報通信ネットワークを経由した上で、LGWAN 回線で接続されること。
- ・受託者が認定委託先事業者以外の場合、クライアント端末と審査サーバ及び国税連携データ受信サーバは、群馬県庁情報通信ネットワークを経由し、IP-VPN 回線で接続されること。

(4) サービス要件

- ・機構が公開している eLTAX に係る仕様書及びその他関連仕様書を満たす機能を有するものであること。
- ・サービスは LGWAN-ASP、または機構が提供する審査システム及び国税連携システムを経由して提供されること。
- ・サービス提供時間は、メンテナンス時間を除き、以下のとおりであること。
本番環境 8：30 から 21：00
試験環境 10：00 から 17：00
※土日祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
※機構側のポータルセンタ運用時間に変更が生じた場合や、国税庁からのデータ送信時間

の延長等が実施される場合は、それらに応じたサービス提供時間とする。

※重大な障害、その他緊急を要する場合については、この限りではない。

- ・受託者側サーバに保存されている過年度分を含む全てのデータを、クライアント端末から随時検索・照会可能であること。

(5) 処理要件

- ・データ要件

【電子申告システム】

年間受信データ件数：約 200,000 件

年間受信データ量：約 37GB

【共通納税システム】

年間受信データ件数：約 300,000 件

年間受信データ量：約 700MB

【国税連携システム】

年間受信データ件数：約 515,000 件

年間受信データ量：約 21GB

※上記は令和5年1月から令和5年12月までの実績に基づく参考値である。

- ・オンラインレスポンス（努力目標）

通常時：1秒以内（平均）

繁忙期：3秒以内（平均）

※サーバと端末間のネットワークに起因する時間は、上記から除いても良いものとする。

※サーバセグメントにある端末からアクセスした場合に、トランザクションの90%が条件を満たすこと。

※繁忙期とは、1月から3月（国税連携データに係る通信増大時期）等を想定している。

(6) 可用性要件(努力目標)

- ・オンラインサービスの稼働率は、99.99%以上とする。

- ・目標障害復旧時間

業務アプリケーションの障害：1時間以内

機器等の障害：連絡受付後4時間以内

サービス提供時間終了後の障害：翌開庁日まで

3. 3 その他基本要件

(1) データセンタに関する要件

本件業務に係るサーバを設置するデータセンタについて、以下の要件を全て満たすこと。

- ・「ISO/IEC 27001 (ISMS)」の認証を取得していること。
- ・サーバ室への入退室に生体認証を含む二要素以上の認証を利用していること。
- ・24 時間 365 日の有人監視を行うこと。
- ・耐震／免震構造により、データセンタが立地する地域で気象庁震度階級に定めのある最大震度階級を記録する地震が発生した場合でも、継続使用可能であること。
- ・複数の変電所からの受電により電源の冗長化を実現していること。
- ・停電発生時、無瞬断で非常用の自家発電設備に切り替わること。
- ・非常用の自家発電設備は無給油での連続 72 時間運転が可能であること。
- ・データセンタの基準として、日本データセンター協会制定「データセンターファシリティスタンダード」のティア 3（基準項目及び推奨項目）相当を満たしていること。

4 業務内容

4. 1 eLTAX サービスの提供

（1）作業スケジュールの作成

受託者は、契約締結後速やかに本県及び機構と eLTAX サービスの導入に関する協議を実施し、導入に係る作業実施計画書を提出する。作業実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・導入申請、マスタ申請支援に関すること。
- ・ネットワーク環境及びクライアント端末の設定変更に関すること。
- ・総合運転試験、その他必要な試験に関すること。
- ・データ移行作業に関すること。
- ・その他、本県又は受託者が導入業務において必要と判断すること。

（2）導入申請、マスタ申請支援に関すること

委託事業者の変更に関し、機構への導入申請、マスタ申請等の必要な申請について、委託者が必要とする支援を行うこと。

（3）ネットワーク環境及びクライアント端末に関すること

機構が公開する仕様書に基づき、必要なソフトウェアのインストール、初期設定若しくは設定変更を行うこと。なお、必要なソフトウェアとは、審査業務システム、審査運用システム等の機構が提供するソフトウェアのほか、eLTAX の機能・環境を利用するために必要となる外部のソフトウェア（e-Tax ソフト等）を含む。

また、本県のネットワーク環境を踏まえ、クライアント端末から審査サーバ及び国税連携受信サーバまで接続するために必要な支援を行うこと。設定後はサーバ・クライアント間の接続確認試験を行うこと。接続確認試験は、機構が指定する総合運転試験の実施時期をふまえ、本県と実施時期を調整の上、完了させること。

対象となるクライアント端末の作業場所及び台数については、別添の【クライアント作業場所及び利用台数】に記載の範囲で行うこととし、契約期間途中のクライアント端末の増減にも対応することとする。ただし、別添の【クライアント作業場所及び利用台数】は本仕様書作成段階の状況に基づくものであり、eLTAX 関連の制度変更や本県の組織改正等が発生した場合は、その内容が大幅に変更される場合があることに留意すること。なお、クライアント端末への導入作業については、インストールツール及び作業手順書の提供により、これに代えることができるものとする。

クライアント端末は主に県税基幹システムが稼働している端末を用いることとし、設定にあたって既に稼働している電子申告・共通納税システム及び国税連携システムに必要なソフトウェア以外のソフトウェアと設定が競合する場合、本県担当者と協議の上対応すること。なお、令和7年4月時点でソフトウェア間の競合事案は発生していない。

(4) 試験に関すること

機構が定める「リプレイス計画書」及び各種試験関連資料に基づき、委託者が実施する試験についての支援を行うこと。なお、受託者が認定委託先事業者である場合と認定委託先事業者以外である場合とで、必要な試験等が異なる場合があることに留意すること。

想定している主な内容は以下のとおり。

- ・試験前の事前打ち合わせ、方法・手順の確認。
- ・試験時における問い合わせ及び機構との連絡調整。
- ・試験結果（試験項目票）の確認。

(5) データ移行作業に関すること

機構が定める「データ移行マニュアル」等の仕様書及び機構の指示に従い、既存の電子申告データ、電子申請データ、共通納税データ、国税連携データ等の取り込み作業を行う。既存データの取り出し作業及び提供については、委託者が行う。提供する既存データは本仕様書「3. 2 eLTAX サービス基本要件（2）機能要件」に定める年数分相当とする。

なお、データ移行の方法及び対象データの年数について、上記に拠らない場合は、両者協議の上、決定する。

(6) データの切り出し、連携に関すること

審査サーバ及び国税連携受信サーバで受信したデータを、県税基幹システムへ連携するため、自動で切り出しを行うこと。

データの切り出しにあたっては、バッチ（プログラム）をサーバに適用することで、自動で県庁情報通信ネットワーク内のファイルサーバに転送する機能を提供するものとし、実行登録・スケジュールについては委託者の責任で行うものとする。

バッチ（プログラム）の作成は、委託者監督のもと、受託者と県税基幹システム保守運用

業者と必要な調整を行い、受託者の業務範囲内として実施すること。

なお、プレ申告データの送信は、県税基幹システムで作成したデータを審査サーバに連携して、送信することとする。

(7) その他

上記のほか、受託者は、eLTAX サービスの提供のために必要と考えられる作業について、対象業務を遂行するために必要な付帯業務として、誠実に実施すること。

また、委託者が必要と考える業務が発生した場合は、委託者の求めに応じ、必要な支援を行うこと。

4. 2 システム運用支援・保守業務

(1) 問い合わせの受付・サポート

導入時及び運用時における委託者（クライアント端末使用者含む）からの問い合わせ（電話及び電子メール）を受け付ける窓口（ヘルプデスク）を設置して対応すること。なお、保守及びサポートを行う時間帯は次のとおりとすること。

【保守サポート実施時間】

9 : 0 0 から 1 7 : 1 5

※土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

また、委託者（クライアント端末利用者含む）向けに、サービスの運用・利用に必要な団体向け最新情報、各種ツールや仕様書、FAQ、操作マニュアル等を提供すること。

(2) 監視

サービスの提供に要する環境（ハードウェア等）に対し、常時監視すること。

(3) バックアップの実施と適切な管理

バックアップは日次で実施し、バックアップしたデータは受託者のデータセンタ及びデータセンタ以外の場所に二重で保管すること。また、データの伝送、管理にあたっては万全の情報セキュリティ対策を講じること。

(4) 不具合・障害発生時の対応

eLTAX サービスの提供において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに修正・復旧が可能な体制を敷き、不具合等を解消すること。

また、障害対応マニュアルを作成し、障害箇所における影響範囲、障害発生時における連絡体制、切り分け作業、業務継続計画について作成した上で具備すること。

(5) 業務アプリケーションのバージョンアップ作業

機構の機能改修に合わせ、サーバ側の業務アプリケーションのバージョンアップ作業を受託者側で行うこと。

(6) クライアント端末側のバージョンアップ作業

機構の機能改修に合わせたクライアント端末側のバージョンアップ作業について、本県担当者（システム業務担当者）への支援のほか、手順書の作成・提供等クライアント端末使用者に向けた支援を行うこと。なお、対象は、機構の提供するソフトウェアのほか、eTAX の利用・運用で必要となる外部ソフトウェア（e-Tax ソフト、ファイナンシャルレポート、PCdesk 及び PCdeskNext 等）も対象とする。

(7) 運用スケジュール

eTAX に関するサーバ運用スケジュールについて、月次または年次で提供すること。

(8) 稼働報告

サービス利用中は毎月稼働状況報告を行うこと。

(9) ログの提出

eTAX サービスの操作に関するログを記録し保存するとともに、ログの改ざんに対する防止措置を講じること。また、取得したログは委託者の要求があった場合に提供すること。

4. 3 契約期間満了に伴うデータ引き渡し

(1) データ移行に伴う作業

契約期間満了に伴う事業者の変更等を行う場合は、データ移行等の作業について、機構が策定したマニュアルに則り、受託者の責任と負担においてデータ移行作業を実施すること。

(2) システム廃止作業

受託者は、契約期間満了に伴いシステムを廃止する場合は、サーバ等に保存されているデータについて、データ復元ソフトウェア等を用いても復元できないグレードの消去を行うこと。また、データ消去を行った結果について、データ消去報告書を提出すること。

5 セキュリティ要件

5. 1 信頼性要件

サービスの提供に障害が発生した場合は、バックアップ・リカバリ機能により、少なくとも障害発生前日のサービス終了時点の状態にデータが復旧できること。

5. 2 情報セキュリティ対策

本件契約で扱うデータは、納税者に関する秘匿すべき重要機密情報であることから、群馬県情報セキュリティ実施手順に基づき情報セキュリティ対策が十分に確保されていること。

5. 3 eLTAX セキュリティ対策

「地方税法施行規則第 24 条の 40 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 31 年総務省告示第 151 号。以下「国税連携技術基準」という。）、「地方税法施行規則第 3 条の 3 の 2 第 3 項、第 5 条の 2 第 3 項、第 10 条第 5 項、第 10 条の 2 の 8 第 3 項及び第 24 条の 39 第 3 項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 146 号。以下「電子申告等安全性基準」という。）、「地方税法施行規則第 24 条の 42 第 3 項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 149 号。以下「共通納税安全性基準」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 20 条第 3 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準」（平成 27 年内閣府告示第 447 号。以下「内閣府技術基準」という。）に基づき、サービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信機器を有し、セキュリティ対策を実施すること。

5. 4 地方税共同機構の監査について

受託者は、本仕様書 5. 3 記載の各種基準に基づく地方税共同機構による監査を定期的に受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供することを委託者に補償すること。

地方税共同機構による監査の結果、受託者がサービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信機器を有せず、又はセキュリティ対策が実施されていない等の不適合が認められた場合、委託者は、受託者に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができるものとする。

5. 5 アクセス権限の管理

受託者の作業従事者毎に ID 及びパスワードを付与し、各利用者の業務権限レベルやレベルによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする機能を実装すること。

5. 6 脆弱性対策

サービスの運用に必要なく、セキュリティホールとなるようなプログラムを置かないこと。

5. 7 ウイルス対策

ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス対策を実施すること。システムの動作がウイルス対策ソフトの動作により影響を受けないこと。

5. 8 ログの保存

サービスの操作に関するログを記録し保存すると共に、ログの改ざんに対する防止措置を講じること。また、取得したログは委託者の要求があった場合に提供すること。

5. 9 暗号化対策

機密性の確保として通信は暗号化等の対策を実施し、正当な利用権限のない者によるデータへのアクセス、削除、書き換え、外部への持ち出しを制限すること。

6 特定個人情報に関する安全管理措置要件

6. 1 物理的安全管理措置

受託者は、委託者と協議の上、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

(1) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下に掲げる物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意し、対策すること。

ア 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ保管する。

イ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(3) 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、以下の方策を講じるほか、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

ア 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持ち出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等

にデータを提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

イ 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行う。

(4) 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、以下の方策により、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。受託者は確実に削除又は廃棄したことについて、委託者へ証明書等により提出し承諾を得る。

ア 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。

イ 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。

ウ 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。

(5) 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定める。

6. 2 技術的安全管理措置

受託者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

(1) アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、以下の適切なアクセス制御を行う。

ア 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

イ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を、アクセス制御により限定する。

ウ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

エ 特定個人情報ファイルへのアクセス権を付与すべき者を最小化する。

オ アクセス権を有する者に付与する権限を最小化する。

カ 情報システムの管理者権限を有するユーザーであっても、情報システムの管理上特定個人情報ファイルの内容を知らなくてもよいのであれば、特定個人情報ファイルへ直接アクセスできないようにアクセス制御をする。

キ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の脆弱性等を検証する。

(2) アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワードによる認証方式とする。

(3) 不正アクセス等による被害の防止等

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を

導入し、適切に運用する。

個人番号利用事務において使用する情報システムについては、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

ア 特定個人情報等を取り扱う情報システムと外部ネットワーク（又はその他の情報システム）との接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。

イ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。

ウ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。

エ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

オ 定期に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する。

カ 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用する。

キ 情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を講ずる。

（４）情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路を暗号化すること。

特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。暗号化又はパスワードによる秘匿に当たっては、不正に入手した者が容易に復元できないよう、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮すること。

7 瑕疵担保

（１）契約に係る作業に関連して発生した一切の事故・障害及び諸設備等の破損等に関しては、受託者の負担と責任において修理・修復又は交換すること。

（２）本仕様書に基づき提供されるシステムについての瑕疵に関しては、受託者の負担と責任で修正・対応を行い、関連するドキュメントを修正して提出すること。

（３）本仕様書に基づき納入されるシステムにおいて、正常な使用の状態で不具合が発見された場合には、受託者の負担と責任で改良、修理又は交換すること。

（４）本仕様書に基づく条件を満たしていないと判断され、委託者より指摘を受けた場合は、２週間以内にその改善計画を提出し、１ヶ月以内もしくは契約の満了日のいずれか早い日まですべての対応を完了すること。この場合にかかる費用はすべて受託者が負担すること。

（５）提供するシステムに関する技術的問題、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を速やかに委託者に提出し、委託者が必要と認めた場合には対応すること。

（６）本仕様書に基づき提供されるシステムについて、契約期間中に発見された瑕疵に対しては、受託者の負担と責任で修正・対応すること。

8 特記事項

- (1) 機構の提供する仕様書の新設または改訂により、この仕様書の内容を委託者及び受託者協議の上、変更することがある。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、対応を決定する。